

令和8年4月16日 東京地方裁判所刑事第10部宣告

令和5年刑(わ)第2478号 贈賄被告事件

主 文

被告人は無罪。

理 由

5

第1 判断概要

1 公訴事実の要旨

本件公訴事実の要旨は、「被告人は、医療機器、医薬部外品及び医薬品の製造及び販売等を営むA株式会社の代表取締役(当時)としてA株式会社の業務全般を統括
10 掌理していたものであるが、A株式会社社員であるBらと共謀の上、国立研究開発法人国立がん研究センター東病院(以下「がん東病院」という。)の肝胆膵内科医長(当時)として、同内科における内視鏡治療等を担当し、同内科において同治療等に使用する医療機器に関する業者及び機種を選定並びに胆管用ステントを使用した治療業務等の職務に従事していたDに対し、がん東病院が購入し、同内科で使用する
15 医療機器に関する業者及び機種を選定並びに胆管用ステントを使用した治療業務等の職務に関し、同内科においてA株式会社が販売する胆管用ステントをより多く使用するなどの有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたい趣旨の下に、令和3年5月31日、株式会社E銀行F支店に開設されたA株式会社名義の当座預金口座から株式会社G銀行H支店に開設されたD名義の普通預金口座に現金168万3000円を振込送金し(以下「本件送
20 金」という。)、もってDの職務に関し賄賂を供与した」というものである。

2 争点

本件送金は、令和2年度(2020年度)にDとA株式会社との間で締結された臨床使用報告委嘱契約(以下「本件契約」という。)に基づくものとして支払われているところ、検察官は、本件契約には医療機器等の市販後調査(以下「PMS」(Post Marketing Surveillanceの略)ともいう。)としての実態がなく、本件送金は、専
25

ら、A 株式会社が販売する胆管用ステントをより多く使用するなどの有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいという趣旨に基づいて支払われた賄賂である、そのことを D も被告人も認識していたため、D には収賄罪が成立し、被告人には贈賄罪が成立すると主張する。

5 これに対し、弁護人は、本件送金について、そもそも賄賂ではないことや、D には、収賄の故意がなく、贈賄罪において必要的共犯とされる収賄罪が成立しないことから、被告人に贈賄罪は成立しないと主張する。

3 争点に対する当裁判所の結論

10 (1) まず、被告人ら A 株式会社側としては、専ら、A 株式会社が販売する胆管用ステントをより多く使用するなどの有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいという趣旨、すなわち、賄賂の趣旨で本件送金を行ったと認められる。

15 (2) 次に、本件契約は平成 31 年度 (2019 年度) から締結された臨床使用報告委嘱契約 (以下「2019 年度契約」という。) を踏襲するものであるところ、2019 年度契約については、当初は A 株式会社側にも調査結果を利用する意思があったことは否定できず、D においては、その意思があるとの認識の下で実際に調査をしてその結果を A 株式会社側に報告していたと評価できる。そして、A 株式会社側は、結局 2019 年度の調査結果を利用することはなく、専ら販売促進目的で本件契約を締結することとしたと認められるが、本件送金に至るまで、D において、20 本件送金が賄賂であるとの認識 (未必的なものも含む。) があったとは認められないから、収賄罪は成立しない。

(3) そうすると、被告人に、収賄罪の必要的共犯である贈賄罪の成立を認めることはできない。

25 (4) さらに、本件では、D において本件送金が賄賂であると認識しうる客観的な状況があったとは認められず、A 株式会社側が D に対して賄賂の趣旨を明示又は黙示に意思表示して本件送金を行ったとは評価できないから、被告人には賄賂供

与申込罪も成立しない。

第2 上記判断理由

1 証拠により認められる前提事実

(1) A株式会社について(甲1、36、47、74等)

5 A株式会社は、医療機器、医薬部外品及び医薬品の製造及び販売等を営む株式会社であり、胆管用ステントであるIやJ等の製品を医療機関に販売していた。

本件当時、被告人はA株式会社の代表取締役であり、BはA株式会社の営業統括部に所属する従業員としてがん東病院への営業を担当していた。

(2) Dについて(甲15、16、18等)

10 Dは、本件当時、がん東病院の肝胆膵内科に勤務する医師(医長)であり、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律12条に基づく、みなし公務員に該当し、胆管用ステントを使用した内視鏡治療等の業務及びその使用する胆管用ステントの選定等を行う職務権限を有していた。

(3) 2019年度契約について(甲6、11、58等)

15 ア 2020年1月9日付の契約書には、Dに対する委嘱業務について、A株式会社の製品であるIをDが臨床にて使用評価し、改善点を指摘する等のフィードバックを行う事や、フィードバックはA株式会社に評価票を提出する方法で行うことが記載され、報酬を「1本につき金10,000円(税抜)を支払う」とし、有効期限を「2019年4月1日から2020年3月31日までとする」等と記載され
20 ていた。

イ Bは、2019年度契約の「評価票」として、Dの代わりに自ら症例一覧表を作成し、Dは、令和2年(2020年)5月11日、それを確認の上で署名し、Bに提出した(以下、提出されたものを「2019年度症例一覧表」という。)

ウ A株式会社は、同年6月15日、2019年度契約に基づくものとして、II
25 35本分として146万8200円をD名義の口座に振り込んだ(以下「2019年度送金」という。)

(4) 本件契約について (甲7、11、58等)

ア 2020年5月11日付けの契約書には、D に対する委嘱業務について、A 株式会社の製品である I・J を D が臨床にて使用評価し、改善点を指摘する等のフィードバックを行う事や、フィードバックは A 株式会社に評価票を提出する方法で行うことが記載され、報酬を「1本につき金10,000円(税抜)を支払う」とし、有効期限を「2020年4月1日から2021年3月31日までとする」等と記載されていた。

イ B は、本件契約の「評価票」として、D の代わりに自ら又は同僚に指示して症例一覧表を作成し、D は、令和3年(2021年)4月15日、それを確認の上で署名し、B らに提出した(以下、提出された別紙のものを「本件症例一覧表」という。)

ウ A 株式会社は、同年5月31日、本件契約に基づくものとして、1149本分、J4本分として168万3000円を D 名義の口座に振り込んだ(本件送金)。

2 検討

(1) 被告人ら A 株式会社側の本件送金の趣旨について

ア まず、B の供述(第3回公判、弁10等)によれば、B は、2019年度契約に関し、D との面談において口頭で調査結果の報告を受けていたところ、「評価票」については、自らの繁忙等の事情により、D に症例ごとの報告書を提出してもらうことを諦め、口頭で受けた報告等をもとに簡易な一覧表形式のものを作成することとしたこと、しかも、B は、提出された2019年度症例一覧表については、A 株式会社にとって有益なものとは考えず、A 株式会社の開発部やマーケティング部等と共有しなかったことが認められる。

他方で、被告人の供述によれば、被告人は、本件契約の決裁までに、2019年度症例一覧表は確認していたと認められるが、被告人が、これを開発部等にも共有するように指示したり、D の口頭報告の内容を把握したりしていたことはうかがわれない(第6回公判27丁)。

イ 次に、証拠（甲10、37、71等）によれば、本件契約の締結に当たっては、被告人まで決裁がなされているところ、その決裁書では、本件契約の経緯・理由として、「臨床使用報告委嘱契約を締結するI及びJにおける有効性調査や安全性のアドバイスをいただく」との記載があると同時に「売上金額維持を目的とする」
5 とも記載されていること、決裁資料として「販売促進効果測定」が添付されていること、被告人は、その決裁において、「承認します。拡販に期待します」とコメントを付して承認をしたことが認められる。

ウ そして、Bの供述等によれば、Bは、本件契約においても、2019年度契約と同様に、提出された本件症例一覧表をA株式会社の開発部等に共有しなかった
10 と認められる。

オ 以上からすると、被告人らA株式会社側において、本件契約の締結に当たっては、Dの調査結果をA株式会社内で活用する意図に乏しく、専ら販売促進目的であったと評価せざるを得ない。したがって、その契約に基づく本件送金は、A株式
15 会社が販売する胆管用ステントをより多く使用するなどの有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいという趣旨、すなわち、贈賄の趣旨であったと認められる。

カ 被告人は、本件契約については、販売促進のツールとしての意味はあるものの、症例一覧表でも、製品の良不良を把握することはでき、また、医師と契約を締結することで不良品の補足率が高くなるため、PMSとしての意味がある旨述べる
20 （第4回公判10、14、31-32丁、第6回公判24-27丁）。

この点、そのような調査としての意味はあるといえ、被告人らA株式会社側において本件契約により製品の不良品の有無も把握する目的があったことまでは否定されない。しかし、本件症例一覧表の記載内容やA株式会社内におけるその取り扱い
25 状況からすると、調査としては、不良品の補足率が上がる以上の意味を見出しがたい。本件契約における報酬の算定方法は、ステント1本を使用するごとに1万円を支払うというものである。これは、売上本数に着目した報酬算定方法である上、不

良品の補足率が上がるという程度の意味合いの成果物に対する報酬としてはやはり高額であるといえる（甲7、58、68等）。

先に述べた本件契約の決裁過程も考慮すれば、被告人らA株式会社側においては、本件契約の調査としての意味合いは副次的なものであり、専ら販売促進目的で本件
5 契約を締結したとの評価を免れない。

（2） 本件送金の趣旨についてのDの認識（Dの収賄罪の成否）

次に、必要的共犯関係に立つDの収賄罪の成否、すなわち、Dが本件送金を賄賂の趣旨と認識したうえで收受したかを検討する。

ア 2019年度契約について

10 （ア） 2019年度契約の経緯をみると、B及びDの供述（弁20）やその他の証拠（甲6、59等）によれば、平成31年2月から3月にかけて、Bは、がん東病院でIを使用してもらいたいと考え、Dに営業行為をしたところ、PMSを行う契約を締結することになったこと、本件契約は、A株式会社代表取締役被告人名義の「使用成績調査の委嘱について（依頼）」と題する書面に基づいて、がん東病院
15 がDの兼業申請を許可するという手続を経ていることが認められる。

（イ） また、平成31年度（2019年度）中のDとBのメールのやり取り（甲49等）をみると、DがBに対して「兼業の内容（レポート?）、兼業に対する対価などについて」尋ねたのに対し、Bが「業務依頼内容につきましては、『Iの臨床使用上の有効性及び安全性に関する調査』とさせていただきます。兼業
20 に対する対価につきましては、I使用に対する報酬（1本あたり1万円）にて申請させていただきますので、ご使用のみにて対価（報酬）が発生します。ただ、弊社社内データとして活用させていただきたく、Iのご使用及び症例報告書（レポート）を記載いただきますと幸いです。症例報告書につきましては、なるべく先生の業務に支障が出ない様、簡素化したものを検討しております。出来上がり次第お
25 持ちさせていただきます。症例報告書記載につきましては、症例報告書持参後より記載をお願い致します。報告書持参前のご使用分につきましては記載は不要ですの

で、宜しくお願い致します」などと返答したり、DがBに定期的な面談を求めたり、DがBに対して「かなりの本数使わせて頂き、今後はどのように面談、評価などしたらよろしいでしょうか。」と尋ねたのに対し、Bが「今後の評価、面談につきましても、マーケティングも含め先生との面談のなかにて良いアウトプットを模索出来れば幸いです。」などと返答したり、DがBに対して「非常に留置しやすいステントだと思います。先日一例展開時に不具合がありましたのでそちらは報告します。」などと送信したりしていることが認められる。

(ウ) そして、B及びDの供述等(甲56等)によれば、平成31年度(2019年度)中、Dは、Bと定期的に面談し、Iの使用成績について、一症例ごとではなく包括的にはあるが、口頭でフィードバックしており、例えば、挿入性、視認性、拡張性などの性能について評価したり、他社製品との比較もしたりしていたことが認められる。

また、Dは、自分が直接施術したものに限らず、Iを使用した内視鏡手術の報告書や動画を全症例分確認したと供述しているところ(弁20)、これを覆すに足りる証拠はなく、そのような行動を実際に行っていたとも認められる。

(エ) さらに、B及びDの供述等(甲58等)によれば、Bは、当初は症例ごとの報告書のフォーマットを作成するつもりでいたが、繁忙などのため、Dにそれを作成して渡すことができないまま、結局、簡素な症例一覧表の形式とすることとし、既に令和2年(2020年)に入ってしまったことから、Dに記入を求められず、Dの承諾を得て自らが適宜記入し、Dに確認を求めることとなったと認められる。

(オ) 以上からすると、2019年度契約は、もともとはBのIの売り込み営業に端を発しているとはいえ、A株式会社側からがん東病院に対する書面による依頼をもとに病院内の兼業許可手続を経て、DがPMSを実施する義務が明示されたものであり、Bは、Dに対し、PMSの結果がA株式会社内で活用されることや症例報告書を作成する必要があることの説明もしている。そうすると、当初はA株式

会社側にも D の調査結果を利用する意思があったことは否定できない。

そして、D は、相応の時間と労力を費やして、I の使用成績の評価を行い、口頭による包括的なものとはいえ、B との定期的な面談時において、その評価を A 株式会社側にフィードバックしているといえる。そうすると、D において、2019年度
5 契約について、賄賂の供与のための形式的なものにとらえていたとはいえ、実際に1年間にわたる I の PMS の実施を求められている認識のもと、その契約で求められていた義務を履行したと認められる。

(カ) この点、B 及び D の供述等（甲 61 等）によれば、2019年度症例一
覧表は、簡素なものであり、D においてもその内容を短時間で確認した程度であり、
10 誤りも多いことが認められる。しかし、先に述べたとおり、B は、症例報告書のフォーマットを D に渡さないまま、D と定期的に面談を重ねて口頭による報告を受けており、相当に時間が経ってから簡素な一覧表形式のフォーマットを準備したという経過がある。そうすると、D は既に相応の労力と時間を費やして調査を行い、その結果を定期的な面談において口頭で B に伝えていたのであるから、D において
15 は、口頭報告が主であり、2019年度症例一覧表自体はその参考である（弁 20 の 42 頁）と理解したとしても、不自然とは言えない。また、D において、B が D の口頭報告の内容や A 株式会社として把握している内容を反映していると考えた（弁 20 の 39、41 頁）ため、短時間での確認にとどめたとしても、不自然とは言えない。

20 また、先に述べたとおり、2019年度症例一覧表は A 株式会社内で開発部等に共有されていないが、B 及び D の供述によれば、B はそれを D に伝えてはおらず、D は自らの報告が A 株式会社内でどのように取り扱われたかは知らなかったといえる。

(キ) したがって、D は、2019年度送金について、契約に基づく PMS の
25 報酬と認識していたと認められる。

イ 本件契約について

(ア) 上記2(1)のとおり、被告人らA株式会社側においては、本件契約は専ら販売促進目的で締結され、賄賂の趣旨で本件送金がなされたと認められる。このことは、Bが、同僚に指示するなどして、ずさんな方法で入力して本件症例一覧表を作成したこと(Bの供述、甲51及び弁12、甲61等)にも表れている。

5 (イ) 他方で、Dが、本件契約に関するA株式会社側の賄賂の趣旨を認識した、あるいは、そのような趣旨があるかもしれないと認識しうる客観的な状態にあったとも認められない。

すなわち、Bが、本件契約及び本件送金について、A株式会社側において当初から専ら賄賂の趣旨となっていることを、Dに対して明示的に説明したり、黙示的に
10 理解できる言動をしたと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) おそらく、対象となる胆管用ステントにJが加わったとはいえ、本件契約も2019年度契約と同様のものであるから、Dにおいては、同様にステントの使用成績を評価して、A株式会社側にフィードバックするという義務を履行するという認識でいたと考えるのが自然である。

15 (エ) そして、B及びDの供述等によれば、Dは、令和2年度(2020年度)中、コロナ禍であったにもかかわらず、回数を減らしつつも、Bと面談して、ステントの評価を口頭で伝えていたと認められる。また、本件症例一覧表も前年度と同様の書式と作成方法(Dが累次の面談でBに伝えた内容をBが後日まとめて作成するという方式)であり、Dにおいて、Bらがずさんな方法で入力していることに
20 気付いていたと認めることはできないし、気付くことができる状況であったともいえない。

(オ) そうすると、Dの本件契約及び本件送金に関する認識の前提となる客観的な状況は、前年度から特段変わっておらず、A株式会社側が本件契約については贈賄の趣旨で締結していることを認識する契機があったとは認められない。

25 ウ 検察官の主張について

(ア) この点、検察官は、①BがDに対し、令和元年(2019年)6月14

日、「ご使用のみにて対価（報酬）が発生します。」とのメールを送信していたこと、
②Dが本件症例一覧表を短時間だけ見て署名押印したこと、③報酬の算定に当たり、
不具合が発生して売り上げが発生しなかったステントは除外され、Bがその旨をD
に伝えていたことなどからすると、Dにおいて収賄の故意があったと主張する。

5 (イ) しかし、①については、上記ア（イ）のとおり、その記載の直後にA株
式会社で活用するために症例報告書の記載を求めてもいるから、Dにおいて、これ
をもって調査が形式的なものと理解したとみることは困難である。

(ウ) また、②については、先に述べたとおり、本件症例一覧表について、前
年度と同様に口頭で報告した内容が正確に記載されていると考えていたというDの
10 供述は、特に不自然ではない。そうすると、Dにおいては、Bらを信頼して短時間
の確認にとどめたとみるべきであって、PMSとしての実態がないことの認識があ
るゆえにそのような行動をとったとみるべきではない。

(エ) そして、③については、他の客観的な状況を踏まえると、この点のみを
もって、Dにおいて本件契約がPMSを実施する目的ではないと理解したはずとい
15 うことには必ずしもならない。

エ したがって、Dは、本件契約に関しても、前年度同様の契約義務があると信
じて行動していたにすぎないと認められ、Dは本件送金についても本件契約に基づ
く報酬と認識して受け取ったにすぎず、Dには、未必的なものも含め、収賄の故意
を認めることができない。

20 (3) 被告人の贈賄罪の成否について

以上検討したところによれば、必要的共犯関係に立つDの収賄罪が認められない
ことから、被告人の贈賄罪の成立を認めることもできない。

(4) 被告人の賄賂供与申込罪の成否について

ア 賄賂の供与の申込といえるには、申込者において、公務員に対し、賄賂の収
25 受を促す明示又は黙示の意思表示が必要であるが、その意思表示については、相手
方に賄賂であると認識しうる事情の下に金銭の收受を促すことが必要である（大審

院昭和7年7月1日判決・刑集11巻999頁、最高裁判所昭和37年4月13日第二小法廷判決・裁判集刑事141号789頁等参照)。

イ しかしながら、先に述べたとおり、Dにおいて、2019年度契約の締結から本件送金に至るまでの間、本件送金が賄賂であることを認識しうる客観的な状態
5 にあったとも認められない。そうすると、被告人らA株式会社側が贈賄の趣旨で本件送金を行ったとしても、その意思表示が黙示的にもなされたとはいえず、賄賂供与申込の行為があったとは評価できない。よって、被告人には賄賂供与申込罪も成立しない。

第3 結論

10 以上によれば、本件公訴事実について、犯罪の証明がないことになるので、刑訴法336条により被告人に対し無罪の言渡しをする。

(求刑 懲役1年)

令和8年4月16日

東京地方裁判所刑事第10部

15

裁判長裁判官 中 川 正 隆

裁判官 長 尾 洋 子

20

裁判官 友 近 仁 洸